

○経済産業省告示第四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十条第十四号イの規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等）
第十二条の七 コンビナート等保安規則第十条第十四号イ（同条第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、同号の経済産業大臣が定める水平距離は、同表の上欄に掲げる施設の種類に応じ、可燃性ガスの導管にあつては同表の中欄に掲げる距離以上の距離、毒性ガスの導管にあつては同表の下欄に掲げる距離以上の距離とする。

施設	可燃性ガス	毒性ガス
一〇三 〔略〕 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十	四十五メートル	七十二メートル

改正前

（地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等）
第十二条の七 コンビナート等保安規則第十条第十四号イ（同条第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、同号の経済産業大臣が定める水平距離は、同表の上欄に掲げる施設の種類に応じ、可燃性ガスの導管にあつては同表の中欄に掲げる距離以上の距離、毒性ガスの導管にあつては同表の下欄に掲げる距離以上の距離とする。

施設	可燃性ガス	毒性ガス
一〇三 〔略〕 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十	四十五メートル	七十二メートル

三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活のための法律(平成十七年法律第百二十三号)

三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活のための法律(平成十七年法律第百二十三号)

備考 表中の「」の記載は注記である。

2

五
十三

第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

略

略

2

五
十三

第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

略

略

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。